

看護小規模多機能型居宅介護（短期利用居宅介護）

医療法人徳洲会 看護小規模多機能型居宅介護 巨椋の郷 運営規程

第1条 （事業の目的）

医療法人徳洲会が設置する「医療法人徳洲会 看護小規模多機能型居宅介護 巨椋の郷」（以下「事業所」という。）において実施する看護小規模多機能型居宅介護事業及び短期利用居宅介護（以下「本事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、本事業の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な本事業を提供することを目的とする。

第2条 （運営の方針）

本事業の提供にあたっては、要介護者状態となった場合においても、心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限り住み慣れたその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、通いを中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせ、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練等を行う。

2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

4 事業所は、宇治市、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者、主治医、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域住民等との連携に努めるものとする。

5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

6 事業所は、本事業を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

7 本事業提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行う。

8 前7項のほか、「宇治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

第3条 （事業の運営）

本事業の提供に当たっては、本事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

改定後

第4条 （事業所の名称等）

本事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （１） 開設法人 医療法人徳洲会
- （２） 名 称 医療法人徳洲会 看護小規模多機能型居宅介護 巨椋の郷
- （３） 所在地 京都府宇治市槇島町一ノ坪 26 番地の 3

第5条 （従業者の職種、員数及び職務の内容）

事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- （１）管理者 1 名（常勤 介護支援専門員及び介護職と兼務）

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている本事業の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項において指揮命令を行う。

- （２）介護支援専門員 1 名以上（常勤 管理者及び介護職員と兼務）

介護支援専門員は、適切なサービスが提供されるよう居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画（以下「本計画」という。）を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関等との連絡・調整を行う。

- （３）介護従業者

看護職員 常勤 3 名以上

介護職員 常勤 7 名以上

介護従業者は、利用者に対し必要な介護、看護、世話及び支援を行う。

第6条 （営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- （１）営業日 365 日

- （２）営業時間 通いサービス 基本時間 08 時 30 分から 17 時まで
宿泊サービス 基本時間 17 時から翌 8 時 30 分まで
訪問サービス 24 時間対応

第7条 （本事業の登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員）

事業所の登録定員は 29 名とする。

- 2 事業所の通いサービスの利用定員は 15 名とする。
- 3 事業所の宿泊サービスの利用定員は 9 名とする。

第8条 （本事業の内容）

本事業の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- （１）本計画の作成
- （２）相談、援助等
- （３）通いサービス及び宿泊サービスに関する内容

改定後

①介護サービス（移動、排せつの介助、見守り等）

②健康のチェック

③機能訓練

④入浴サービス

⑤食事サービス

⑥送迎サービス

（４）訪問サービスに関する内容

①排せつ・食事介助・清拭・体位変換等の身体の介護

②調理・住居の掃除・生活必需品の買い物等の生活の援助

③安否確認

④訪問看護

（４-２）指定訪問看護サービスの内容は次のとおりとする。

○健康状態の観察と助言

- ・健康のチェックと助言（血圧、体温、呼吸、脈拍）・特別な病状の観察と助言
- ・心の健康チェックと助言（趣味、生きがい、隣人とのつながりなど）

○日常生活の看護

- ・清潔、食生活、排泄のケア・療養環境の整備・寝たきり予防のためのケア
- ・コミュニケーションの援助

○在宅リハビリテーション看護

- ・体位交換、関節などの運動や動かし方の指導・日常生活動作訓練（食事、排泄、移動、入浴、歩行ほか）・福祉用具（ベッド、ポータブルトイレ、補聴器、車椅子、食器など）利用相談・外出、レクリエーションの支援・生活の自立、社会復帰への支援

○心理的な看護

- ・不安な精神、心理状態のケア・生活リズムの調整・事故防止のケア・服薬ケア

○認知症の看護

- ・認知症状に対する看護・介護相談・生活リズムの調整・コミュニケーションの援助
- ・事故防止のケア

○医療処置に関わる指導・援助

- ・病気への看護と療養生活の相談・床ずれその他創部の処置・医療機器や器具使用者のケア
- ・服薬指導・管理・その他、主治医の指示による処置

○療養環境改善のアドバイス

- ・住宅改修の相談・療養環境の整備・福祉用具導入のアドバイス

○介護者の相談

- ・介護負担に関する相談・健康管理・日常生活に関する相談・精神的支援
- ・患者会・家族会・相談窓口の紹介

○在宅ケアサービス（社会資源）の使い方相談

- ・自治体の在宅サービスや保健・福祉サービス紹介・各種サービス提供機関との連絡・調整

改定後

○終末期の看護

- ・痛みのコントロール・療養生活の援助・療養環境の調整・看取りの体制への相談、
- アドバイス・本人、家族の精神的支援

第9条 （居宅サービス計画等の作成）

介護支援専門員は、本事業の提供開始時に、利用者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス、及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせ、他の看護小規模多機能型居宅介護従業者との協議の上、援助の目標、当該目的を達成するための具体的なサービス内容を記載した本計画を作成する。

2 介護支援専門員は、それぞれの利用者に応じて作成した本計画について、利用者及びその家族に対して、その内容について説明し同意を得るものとする。

3 介護支援専門員は、本計画を作成した際には利用者に交付するものとする。

4 本計画の作成に当たっては、利用者の状態に応じた多様なサービスの提供及び利用に努め、更に作成後は実施状況の把握を行い、必要に応じて本計画の変更を行うものとする。

第10条 （利用料等）

本事業を提供した場合の利用料の額は介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第126号）によるものとする。

2 食事の提供に要する費用については、以下のとおり徴収する。

朝食 420 円 昼食 710 円 夕食 710 円

3 宿泊に要する費用については、3,000 円を徴収する。

4 おむつ代については、実費相当額を徴収する。

5 その他、本事業において提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるものの実費について徴収する。

6 前5項の利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。

7 本事業の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

8 費用を変更する場合には、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、事前に文書により説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

9 法定代理受領サービスに該当しない本事業に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した本事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者又はその家族に対して交付する。

改定後

第10条-2（医療保険の場合）

- 1 指定訪問看護を提供した場合、算定基準により算定した額（別紙「医療保険料金表」を参照）の、1割又は2割又は3割を徴収するものとする。
- 2 営業日以外に利用者の申し出により、上記指定訪問看護を提供した場合、休日料金を別途徴収する。
- 3 指定訪問看護の実施時間は30分から1時間30分とし、やむを得ず延長した場合は延長料金を別途徴収する。
- 4 指定訪問看護に要した交通費は、事業所から自宅まで片道の道のりに応じて訪問看護1回毎に徴収する。（5km未満…250円、5～10km未満…500円、10km以上…750円）

第10条-3（その他費用）

医療消耗品は実費を徴収する。

第11条（通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は、宇治市内とする。

第12条（サービス利用に当たっての留意事項）

利用者は本事業の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を本事業所に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

第13条（衛生管理等）

事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 事業所において、食中毒及び感染症が発生し、又は蔓延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- （1）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について周知徹底を図る。
- （2）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- （3）事業所において、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

第14条（緊急時等における対応方法）

本事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は事業者が定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 緊急時・24時間対応体制により緊急時の病状急変の相談に対応する。

改定後

3 事業所は、利用者に対する本事業の提供により事故が発生した場合は、宇治市、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

4 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。

5 事業所は、利用者に対する本事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

第15条 （非常災害対策）

事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

第16条 （協力医療機関等）

事業所は、主治医との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めるものとする。

2 事業所は、あらかじめ、**協力歯科医療機関**を定めておくよう努めるものとする。

3 事業所は、サービス提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、**介護医療院**、病院等との間の連携及び支援の体制を整えるものとする。

第17条 （苦情処理）

事業所は、本事業の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した本事業に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した本事業に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

第18条 （個人情報の保護）

事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及び家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

改定後

第19条 （虐待防止に関する事項）

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- （１）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- （２）虐待防止のための指針の整備
- （３）虐待を防止するための定期的な研修の実施
- （４）前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

２ 事業所は、本事業提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第20条 （身体的拘束等）

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

第21条 （地域との連携など）

事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

２ 事業所は、本事業の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、宇治市職員、指定看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね２月に１回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

３ 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

第22条 （業務継続計画の策定等）

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する本事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

２ 事業所は、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

３ 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

改定後

第23条 （その他運営に関する留意事項）

事業所は、本事業全従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

（1） 採用時研修 採用後3か月以内

（2） 継続研修 年1回以上

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 事業所は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、適切な本事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

5 事業所は、本事業に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。

6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人徳洲会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和6年3月31日から施行する。

令和6年11月1日 一部改訂

令和7年3月1日 一部改訂